

窓口業務時間の延長

試行期間を
平成18年3月末まで延長



4月から毎週火曜日(祝日を除く)は、窓口業務時間を試行的に、午後7時15分まで延長しています。8月末までに21回の窓口延長を行い、延べ106人の利用がありました。

利用された方には、窓口サービスのアンケートに協力をいただいています。窓口業務時間の延長に関してより多くの皆さんから意見を伺い、住民サービスの向上や窓口業務のあり方を検討するため、試行期間を平成18年3月末まで延長します。

窓口延長での取扱い業務は以下のとおりとなっていますが、他の関係機関へ照会を要するものなど、内容によっては手続きが完了できない場合もありますので、不明な点などはあらかじめ問い合わせください。

◎問い合わせ 町民課
☎内線 2711・273

【延長時間】 毎週火曜日の午後5時15分から午後7時15分まで(祝日を除く)

【取扱窓口】 役場本庁舎1階 ……町民課、税務課、会計課
保健センター1階 ……子育て介護課

取 扱 業 務		取扱窓口
証明書等交付	○住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄(抄)本など	町民課
	○土地・家屋評価証明書、所得・課税証明書 納税証明書などの税務証明 ※税務証明においては現年分のみ	町民課 税務課
申請・届出など	○住民異動届(転入、転出、転居など)、印鑑登録 戸籍届(受領のみの場合あり)	町民課
	○国民健康保険関係業務 加入・脱退の手続、被保険者証の 再交付、出産育児一時金の支給申請、葬祭費の支給申請、 療養費の支給申請、高額療養費の支給申請	町民課
	○老人保健関係業務 加入・脱退の手続、医療受給者証の再交付 医療費の支給申請、高額医療費の支給申請	町民課
	○介護保険関係業務	子育て介護課
	○原動機付自転車、小型特殊自動車の廃車(町登録車両のみ)	税務課
	○小児医療費およびひとり親家庭等医療費助成、保育園入所事務	子育て介護課
	○児童手当および(特別)児童扶養手当	子育て介護課
税金などの納付	住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの納付	会計課

平成18年度

町補助金交付対象事業を

募集します

広報おおいそ9月号でお知らせしたとおり、補助金等に関する基本指針に基づき、平成18年度の補助金交付対象事業を募集します。

▼対象者 対象事業を行う
う町内の団体

▼対象事業 広報9月号
「補助金制度が変わります」(7ページ)の別表1及び2を参照してください。

▼補助額 原則として対象事業にかかる経費の1/2以内で、予算の範囲内で決定します。
なお、飲食代や懇親費など、一部補助対象外となる経費があります。

▼提出期限 10月24日(月)【必着】

▼事業採択 補助金交付基準等に基づく審査のうえ、採択事業を決定し、12月中に結果を通知します。

▼応募要領 所定の事業実施計画書等を各事業の所管課に提出してください。

なお、今回応募を予定されている団体につきましては、必ず事前に所管課に相談のうえ、応募してください。

※事業実施計画書は財政課窓口で配布します。
また、町のホームページからも取り出せます。

★詳細は問い合わせください。

◎問い合わせ 財政課 ☎内線 215